平成28年度 行政評価 施策カルテ

施策名 2 交通安全対策の充実

97ページ 施策主管課 生活安心課 総合計画記載頁

1 施策の位置付け

政策の柱 I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

政策名 (基本施策名)

6 日常生活の安心感を高める

政策の達成目標 地域社会や事業者,行政が連携して,日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し,市民が,安全 (基本施策目標) で安心した生活を送っています。

2 施策の取組状況

施策目標 市民の高い交通安全意識と適切な道路整備により、交通安全が確保されています。

		指標名(単位	7)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市 民			指標名(単	単位)		H24 (現状値)	H25	5 H2	26	H27	H28	H29	評価
		交通事故発生件数 ※暦年統計		単年度 目標値	2,325	2,150	1,975	1,800	1,800	1,800		意構識調	施策σ	満足度(%))		調査結果	果 42.5	% 43	3.0% 4	1.1%	40.4%			C
指 標 1		現状値 2	2,535件	実績値	2,576	2,363	1,966	2,028			В	3			目標値 (H29)	56.9%	前年度から増減	50	С).5% -	1.9%	-0.7%			В
		目標値 (H29) 1,80)O件以下	単年度の 達成度	90.3%	91.0%	100.5%	88.8%						美の進捗状況 業の個別の進	進捗状況 が個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況}を参照)									В	
① 施 策	交 ※	交通事故死者数 単年度 ※暦年統計 目標値			17	16	15	14	13	12		指標名(単位)				H24	H25	5 H2	26	H27	H28	H29			
指標 2	標	現状値	18人	実績値	18	13	17	14			А	【 参		人口10万人あたりの交通事故発生件数 ※上位が少ない		中核市平	均 602.2	2 58	2.3 5	30.7	487.2				
		目標値 (H29) 12	2人以下	単年度の 達成度	94.4%	123.1%	88.2%	100.0%				考】中				実績値	50	00	458	379	389				
				単年度 目標値								核 市 等 と					中核市での 市の順位		中 12位/41	1市中 10位/4	42市中 14	位/43市中			
		現状値		実績値								の水準			Ф		中核市平	均							
		目標値 (H29)		単年度の 達成度								比 較				実績									
																	中核市での 市の順位								
(%) ◆ 調査結果 / ■ 目標値 80								<u>: 達成度70%</u> [25点		<u>C :達成度70</u> [15点															
※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について ★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) 100 (%)						60 42.5 43.0 41.1 40.4 40 度 の 推 8 0 H24 H25 H26 H27 H28 H2				 	②市民意訓査結果 (満足度)		E度より向上 (+5pt超) B:前年度同水準 (±5pt以内) [33点] [25点]		<u>4)</u>	<u>C:前年度より低下</u> <u>(一5pt超)</u> [15点]									
										T 1 T		_	<u>(±:</u>	<u>画以上</u> 要な構成事業 超が計画以」 [33点]	<u>の</u>	3:計画どお <u>(主要な構</u> <u>8割以上が</u> [25点	<u>或事業の</u> 計画どおり)	<u>C:計画より</u> <u>(主要な構</u> <u>2割超が計</u> [15点	<u> 或事業の</u> 画より遅れ)						
取組内容と成用。成用の亜田、併性の此辺											やや遅れてI (C評価が2 [*] [65点:	つ以上)													
・全国での交通事故発生件数や負傷者数は年々減少しているが,昨年,交通事故による死者数が15年ぶりに増加しており,その要因として,交通事故における致死率の高い高齢者人口の増加が考えられる。 ・道路交通法の改正により,平成25年12月に自転車等の路側帯における左側通行の法制化,平成27年6月に危険行為を繰り返した自転車利用者に対する「自転車運転者講習」の受講が義務化されたほか,栃木県道路交通法施行細則の 改正により,平成27年9月から自転車運転中のイヤホン等の使用が禁止されるなど,自転車に対する規制が強化された。											Ā														
施策指標	本市の交通事故発生件数などは、地域や関係団体、警察等と連携した交通安全教室や道路環境の整備などの交 通安全対策の実施により年々減少傾向にある。										調														

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象,★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No. 事業名	戦略P・ 主要事業	事業の目的	i i	事業の進捗状況	H27 事業費	開始年度	日本一施策	施策目標を達成するための取組方針	
	*		対象者・物(誰・何に)	取組(何を)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(千円)		事業	
1 交通安全教育	0*	交通ルールの遵守及び交通 マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	計画どおり	5,187	S49		市民の交通ルール遵守、マナー向上を図っていくため、幼児から高齢者まで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施していく。特に、高齢者に対しては、地域の「交通事故発生状況マップ」を活用した教育に新たに取り組むとともに、子どもや高校生に対しては、スタントマンが事故を再現するスケアードストレイト方式の交通安全教室を拡充して実施するほか、宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室などを実施していく。
2 交通安全運動の推進	*	市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年4回の交通安全運動や普及啓発 活動の実施	計画どおり	462	S45	独自性	市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るため、地域等と連携しながら、春、秋、年末の交通事故が増加する時期に合わせて交通安全運動を実施していく。また、本市の実情に合わせた独自の重点目標を設定しながら効果的な交通安全運動に取り組む。飲酒運転根絶に向けた取組については、GR(グリーンアンドレッド)リボンを活用しながら、交通安全教室など様々な機会を捉えた啓発に努めていく。
3 交通指導員制度		通学路における安全確保	児童等	通学路での交通指導員による立哨	計画どおり	2,123	S45		交通指導員の立哨活動により,毎日の登校時における児童の交通安全が確保されている。今後も関係機関と連携を図りながら,安全確保に努めるとともに,交通指導員の適正配置や資質の向上に努めていく。
4 交通安全推進協議会連合会補助金		地域における交通安全意識の高揚	交通安全推進協議会連合 会	補助金の交付	計画どおり	1,756	S57		交通事故を防止するには、地域毎の交通安全対策の取組が重要であり、そのためには、地域毎の活動をさらに充実させる必要があることから、交通安全推進協議会連合会を通して、地域毎での交通安全教室や各種情報の提供などの支援を引き続き行っていく。
5 交通安全母の会補助金		家庭における交通安全意識の高揚	交通安全母の会連合会	補助金の交付	計画どおり	276	S46		連合会へ加入する地区が減少し,市全域での活動が困難であることや,目的や活動内容が類似する団体が存在することから,平成28年度をもって,補助事業を廃止するが,母の会が行う地域毎の交通安全啓発活動や各種情報の提供などの支援を引き続き行っていく。
6 交通指導員連絡協議会補助金		通学路における安全確保	交通指導員連絡協議会	補助金の交付	計画どおり	440	S45		団体の活性化及び交通指導員の資質の向上を図るため、交通指導員連絡協議会が実施する研修会の内容充実に向けた支援を行う。また、協議会が作成した横断旗を学校等を通じ配布し、地域等で活用してもらうことで児童を中心とした歩行者の安全確保に努めていく。
7 交通事故多発地点の安全性向上事業		交通事故多発地点における 安全性の向上	市民,道路利用者	交通事故多発地点等に対し、事故 原因などを分析した上で、現場を点 検し、交通安全対策を実施	計画どおり	356	H23		第10次宇都宮市交通安全計画期間内に対策を行う交通事故多発地点の抽出や対策箇所の検討を行うとともに、関係機関との対策実施に向けた調整を行い、計画的に事業を推進していく。事業の実施にあたっては、地域や道路管理者、警察と連携しながら現場診断を行い、その事故の特性や発生原因等を分析したうえで、道路改良等の道路環境の整備や地域への注意喚起等の回覧実施など、適切な交通安全対策を講じていく。
8 路上喫煙対策事業		路上喫煙による歩行者の被 害防止対策の推進	市民, 本市の来訪者	・フラッグの掲出 ・路面表示の修繕 ・過料処分者数の前年度比10%減 の達成	計画どおり	368	H20		来訪者に対する効果的な周知啓発を実施する必要があるため、中心市街地で開催されるイベントの多い時期に併せて啓発フラッグの掲出を実施する。また、違反行為(禁止区域内での喫煙)が多い場所などの実績を基に、条例指導員による重点的な巡回指導及び周知啓発を実施していく。

9	自転車放置防止対策事業	★ 適切な道路通行空間の	確保 市民(自転車利用者)	・駐輪場の利用促進と放置禁止の 周知 ・市内の自転車放置禁止区域・規制 区域内の放置自転車撤去	計画どおり	19,240	S63	独自性先駆的	放置防止指導業務やヒアリング等の直接指導により、自転車の放置禁止の周知を図るとともに駐輪場の利用促進を図る。 禁止区域においては、「早朝撤去」と「二段階撤去」に加え、昨年度から本格的に実施した「即日撤去・返還」を継続し、効果を検証するとともに課題を抽出し、中央1丁目駐輪場を保管所として活用を図る。 さらに、禁止区域の拡大や附置義務の見直しの研究も併せて実施することで、適切な道路通行空間を確保する。
10	道路バリアフリー推進事業	高齢者や障がい者の発性・快適性の向上 円滑な道路ネットワーク 築		点字ブロックの整備 交差点の段差改良	計画どおり	1,771	H13		・点字ブロックについては、必要な路線への整備がほぼ完了したところであり、 今後は整備年度の古いものから順次、老朽化の状況を調査しながら計画的な 改修を実施していく。 ・交差点部の段差改良については、福祉団体等へのヒアリングや既存歩道の 調査の結果に基づき、計画的に整備を推進していく。
11	交通安全施設整備事業	★ 交通事故の防止 通行の安全確保	市民,道路利用者	交通安全施設の整備	計画どおり	105,813	S45		交差点や事故多発箇所における安全対策として、通学路合同点検等の結果 や市民からの要望を踏まえつつ、警察や学校などの関係機関と協議を行った うえで計画的に整備していく。
12	自転車のまち宇都宮の推進	★ 自転車の利用・活用の	足進 自転車利用者	・「自転車のまち推進計画」に基づく施策事業の推進(自転車定空間の整備, 「自転車の駅」の設置 等) ・「自転車の駅」の設置 等) ・「自転車のまち推進計画後期計画 (H28~H32)」の策定	計画どおり	311,807	H15	独自性	平成28年3月に策定した「自転車のまち推進計画後期計画(平成28年度~平成32年度)」に基づき、円滑な事業推進に向けて、国・県などと連携を強化するとともに、国庫補助金の導入など財源確保に努め、引き続き、連続的な自転車走行空間やサイクリングロードの整備に取り組む。また、官民一体となった自転車のまちづくりやPRに向けて、「自転車のまち推進協議会」の活用や宇都宮ブリッツェンと連携を図るとともに、ジャパンカップなどの自転車レース・サイクルイベント等を活用した情報発信に取り組む。

4 今後の施策の取組方針

- ◆高齢者の交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、事故全体に占める高齢者の割合は増加傾向にあるため、高齢者の 交通事故傾向を踏まえた施策を展開していく必要がある。
- ◆「自転車のまち宇都宮」の推進に向け、自転車の利活用を促進するにあたっては、自転車に関する交通安全教育の充実や 自転車用ヘルメットの着用促進、自転車損害賠償責任保険等の加入促進に取り組む必要がある。

課題

- ◆全国的に通学路において子どもが被害者となる重大事故が発生していることや世代別人口あたり自転車事故当事者数の 比較では高校生が突出して多いことなどから、子どもや高校生の交通事故を防止する施策を展開する必要がある。
- ◆交通事故の防止には、地域や各種交通安全関係団体などの自主的かつ主体的な交通安全活動が効果的かつ重要であるため、自転車の安全利用に関する街頭指導など地域と連携した取組を充実していく必要がある。
- ◆自転車走行空間の整備においては、交差点部における事故の発生が多いことから、安全性の高い走行空間の整備を推進していく必要がある。

う後の方向性

◆各年代に応じた交通安全教育や地域等と連携した普及啓発活動を実施するとともに、交通安全施設、自転車走行空間などの道路環境の整備を併せて推進していくことにより、今後策定予定の「第10次宇都宮市交通安全計画」に基づき、重点施策である「高齢者」、「自転車利用者」、「子どもや高校生」への交通安全対策の強化を図っていく。

〈主要事業〉

〈施策全般〉

◆交通安全教育

- ・高齢者への交通安全対策として、栃木県警の「交通事故発生状況マップ」を活用した教室やドライブレコーダーを活用した安全運転教室、 地域活動に参加することが少ない高齢者への個別訪問による交通安全教育などを実施する。
- ・自転車の安全利用対策として、学校や地域で交通ルールの理解を深めるため、市内すべての小学4年生を対象とした子ども自転車免許教室、宇都宮ブリッツェンや企業と連携した中学・高校生への交通安全教室、警察と連携した高齢者への自転車免許教室などを開催する。また、地域や警察等関係機関と連携強化を図りながら自転車の交通量の多い場所や自転車走行空間整備箇所での街頭指導などに取り組んでいく。さらに、転倒の際の被害軽減のための自転車用ヘルメットの着用・普及促進や自転車損害賠償責任保険等への加入促進についても、取組を強化していく。

〈その他個別事業〉